

用 語 の 意 義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

なお、各表中区分の「 」欄の数値は、用語が計画本編において最初に出現するページを示す。

1 地域等の標記

	用 語	意 義 及 び 用 法	備 考
46	避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）	法 52
46	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法 52
72	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。）	法 119

2 機関名等の標記

	用 語	意 義 及 び 用 法	備 考
1	市	宮古市。なお、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。	
1	市国民保護協議会	宮古市国民保護協議会	法 39
2	県	岩手県。なお、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。	
2	市町村	岩手県内の市町村。なお、特に区別して記載していない場合は、市町村长及びその他の執行機関を含む。	
2	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるもの	事態対処法 2
2	指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの	法 2
4	市緊急処理事態対策本部	宮古市緊急処理事態対策本部	法 183
4	消防本部	宮古地区広域行政組合消防本部	
4	市対策本部	宮古市国民保護対策本部	法 27
5	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるもの	事態対処法 2
5	非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会	電波法 74 の 2
7	県対策本部長	岩手県国民保護対策本部長又は岩手県緊急処理事態対策本部長	法 28・法 183
7	市対策本部長	宮古市国民保護対策本部長	法 28
7	県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急処理事態対策本部	法 27
13	消防本部等	消防本部及び消防署	
21	消防署	宮古消防署。宮古消防署に田老分署、新里分署を含む。	
22	消防機関	市町村が消防組織法第 9 条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）消防署及び消防団。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。	

用語の意義

37	指定行政機関	省庁など国の行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第 252 号に定めるもの	事態対処法 2
43	市現地対策本部	市対策本部の事務の一部を行う組織	法 28
46	国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長	事態対処法
47	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法 28
47	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法 24
47	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態対策本部	事態対処法 10・26
53	国緊急対処事態対策本部長	緊急対処事態対策本部長	事態対処法 27
67	県公安委員会	岩手県公安委員会	

3 法令・条例名等の標記

	用語	意義及び用法	備考
	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）	出現ページ無 参考掲載
1	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。	
3	国際人道法	第 1 ジュネーブ条約、第 2 ジュネーブ条約、第 3 ジュネーブ条約、第 4 ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
22	災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）	
22	消防法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）	
23	警察官職務執行法	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）	
28	国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）	
28	毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）	
28	薬事法	薬事法（昭和 25 年法律第 303 号）	
48	自衛隊法	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）	
49	地方自治法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	
59	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）	
71	消防組織法	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）	
77	原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）	
80	安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）	
84	水道法	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	

4 特定の用語に含まれる範囲、意義

	用語	意義及び用法	備考
1	関係機関	計画事業に関係する全ての機関	
1	県国民保護計画	岩手県国民保護計画。	法 34
1	国基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)	法 32
1	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)	法 2 では「国民の保護のための措置」
1	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
1	市国民保護計画	宮古市国民保護計画。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。	法 35
1	知事	岩手県知事	
1	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	事態対処法 2
1	武力攻撃等	武力攻撃及び武力攻撃災害	法 23
2	災害時要援護者	武力攻撃災害時要援護者。次のいずれかに該当する者 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者(観光客等)等が考えられる。	
2	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織	法 4
2	被災者	武力攻撃災害による被災者	法 74
2	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報	法 126
2	避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者(住民以外の滞在者を含む)	「避難民」、「避難者」は使用しない
2	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害	法 2
3	業務計画	指定(地方)公共機関の国民の保護に関する業務計画	法 36
3	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法 99
3	警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報	法 44
3	避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと	法 62

用語の意義

4	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報	法 94
4	警戒区域	市長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域	法 114
4	避難実施要領	避難の指示があったときに、市長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの	法 61
4	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法 75
4	武力攻撃災害への対処に関する措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法 97
4	武力攻撃災害の復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させること	法 141 条
4	生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 1
4	避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示	法 54
5	放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)2 第 3 号の 2 の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者	法 7
5	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること	法 139
5	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資)	法 81 では「物資」
6	生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法 102
6	避難措置の指示	国対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示	法 52
6	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法 79
6	避難施設	知事が指定する住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設	法 148
7	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法 183 において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法 25 第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法 172
8	ゲリラ	不正規軍の要員	
8	特殊部隊	正規軍の要員	
10	武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法 2

10	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法 2
10	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む)で、国家として緊急に対処することが必要な事態	事態対処法 25
10	弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道(弾道軌道)で飛ぶ対地ミサイル	
10	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法 2
11	ダーティボム	汚い爆弾。放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾	
11	ライフライン	水道施設、下水道施設、電気施設、通信施設	
12	NBC兵器	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)兵器	
12	生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの	
13	化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの(サリン、VX等)	
13	除染	人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること	
14	大規模集客施設	デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設	
16	危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質	法 103
16	非常通信体制	災害発生時などの非常時において通信を確保する体制	
17	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
18	医療救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現地や救護施設・避難施設を回り医療を行うもの	
19	応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。	法 113
24	災害時優先電話	災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話	
24	輻輳	交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること	
24	防災行政無線	県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム	
25	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定	
25	避難経路	避難道路、鉄道等	
28	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)3第2号の核燃料物質	法106
48	国民保護等派遣	防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣	自衛隊法 77

用語の意義

48	治安出動	一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動	自衛隊法 78
48	防衛出動	武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動	自衛隊法 76
54	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針	事態対処法 9
58	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法 105
59	特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波	特定公共施設 利用法 2
59	利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国対策本部長が必要があると認めるときに定めるもの	特定公共施設 利用法
60	警察官等	警察官、海上保安官、自衛官	
65	収容施設	被災者や避難住民を受入れるための施設(応急仮設住宅を含む)	法 75
65	NBC 兵器による攻撃	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)兵器による攻撃の総称	
68	防護服	放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備	
68	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置	事態対処法 2
70	収用	知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること	
72	トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療(搬送)の優先順位を決定すること	
92	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法 81
92	保管命令	救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令(隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止)	法 81